

佐賀藩の刑法改正

— 徒罪方の設置 —

池田史郎

【要約】 佐賀藩は天明三年（一七八三）従来の追放刑と徒罪刑に改めた。これは当藩が改革の手本とした熊本藩主細川重賢による宝暦の刑法改正にならったことはいままでもないが、佐賀藩としても次にあげるような諸事情があった。(1)商品経済・貨幣経済の発展にともなう農民の商人化、農耕生活からの離脱にともなう農業労働力の減少防止、(2)佐賀平野を貫流する嘉瀬川とその支流川上川の川床隆起による田畑や佐賀城下への洪水防止のための川砂の除去、(3)有田皿山に於ては窯業不振による細工人の他領への逃亡取締等の必要にせまられていた。

史料 五一巻六号 一九六八年一月

一、徒罪方の設置の時期と構成

佐賀藩における徒罪方の設置については『泰国院様（八代藩主鍋島治茂）様御年譜地取』天明四年（一七八四）二月十八日の条に

今般徒罪之法被相立、行跡不宜者御メ方之儀委細被相触置、役々々も教諭有之儀候得共、間々御法を犯候者多、

とあって、徒罪方という役所が設けられ、懲役制が当藩に於て実施されたのは天明四年前後からであることがまず推定される。その確実な年代については鍋島家（本藩）文庫の『教諭御書付、神

崎代官所』に所収する「達帳写」が小城鍋島家文庫の『徒罪方達帳写』と全く同文であり、その文末に「天明卯十二月廿日」とあることによって、佐賀藩における徒罪制すなわち懲役制の実施が天明三年十二月から開始されたことは疑いない。

その設置された場所は片田江（佐賀市水ヶ江町）、十五村（佐賀市嘉瀬町十五）、鍋島村（佐賀市鍋島町）皿山（西松浦郡有田町）の四カ所であったが、寛政十年（一七九八）の行政整理によって片田江一カ所に統合された。^①これら四カ所の徒罪小屋は天明三年ごろから同八年にかけて逐次設けられたであろう。ただし、皿山のそれ

は寛政二年である。^②

その職員構成は幕末のものと思われる『外様御側諸役系図』によると、

徒罪方侍一人—手許役一人—番宅詰—手明鑑—番宅詰—手許役より—下役足輕七人、これを兼
兼—小奉行下役より—手男二人

とある。なお、『明細録』中調年を表示すると次の通りである。

徒 罪 方			江湖端
役	名	人員	役 料
侍 役	役 頭	1	2石5斗
手明鑑 足 役	番 宅 手 許	1	若 干
	下 役 小奉行	若干	若 干
夫役者	手 男	若干	飯料若干

これらはともに幕末の史料であるが、天明・寛政期のものにも「小奉行」「手男食用雑用之儀」^③、或は「手許役貳人、下役小奉行兼四人、小奉行五人、手男四人」^④とあり、若干人員の異動はあったにせよ、徒罪方設立当初にあっても、ほぼ、ここに掲げた表に類似した構成と考えてよからう。

二、徒罪方設置の時代的背景

1、熊本藩刑法改定の影響

佐賀藩徒罪方設置に先駆けたのは肥後熊本藩の刑法改定である。八代熊本藩主細川重賢（銀台）が堀平太左衛門勝名に命じて「刑法草書」を編纂させ、刑法改定に着手したのは宝暦五年（一七五五）であった。『銀台遺事』に、

我藩ニハ死刑・追放ニ刑有リテ盜者ノ初犯ヲ専ラ追放ニ行レ、郭外方（域下外）幾里或ハ幾郡ト限リ禁錮遠近ノ差アリ。一旦、懲惡ニ似タリト云ヘドモ禁以外ノ地ニテハ衣食ノ便ヲ失フ事弥切ナレバ、縦令、惡ヲ悛改セント欲スル者モ飢寒ニ堪エサルノ憂已ム事無ク盜心遂ニ復生シ、所在ノ地ノ害トナル。此ノ如クナルトキハ何ヲ以テ惡ヲ懲シ、何ヲ以テ害ヲ去ランヤ。

とあり、追放刑が有害にして無益なることを自覚した重賢は追放刑にかえるに答刑と徒罪をもってしたのである。答刑は軽罪のものに対し答をもつて身体をうつ刑であり、これよりやや重い罪を犯したものに對し徒刑を科した。福岡黒田藩の儒者、亀井南冥の『肥後物語』によると熊本藩の徒刑は次のようであった。

其仕法は罪の輕重論定候上、牢舎を申し付け、輕罪は一年、

重罪は三年に及ぶ。右の罪人は肩をそりて前髪を立て誰見てもしれる様にし、足輕支配して朝牢より出て普請場へ罷り越し、終日働かせて、暮方につれ帰り、又、牢に入れて毎日右の通也。扱、右の罪人は毎日米一升を給わり其内五合は食にして五合は公儀(藩)に預り置きて其内にて鬻付、草履類を弁じて其の残りはため置きて罪人年数のち牢を出る時積りて何程と算用し、錢にして其者に渡し給わり、町人なれば町方役人、郡の者なれば郡代直に呼び付て急度相愼むべき由念頃に申し付候也。右相渡さる、錢、僅の事ながら、出牢の砌相応の遣錢となりて三年を歴て全く勤れば有付手本ともなれば其恩恵を感じ罪を悔る故、人からを改めるもの多しと也。

要するに、罪人を牢に監禁することによって治安の維持をはかり、就役期間中に勞働せしめて賃銀を給し、これを資金として出牢後の前科者の更生をはかうとする社会政策である。老中、松平定信が、寛政二年(一七九〇)実施した江戸石川島人足寄場の設置に先駆するものである。鍋島本家や支藩小城鍋島家には『南肥秘聞』、『銀台遺事』、『堀太夫事略』、『肥後堀太夫之比上書封事類』、『封事類上下』等の幾多の肥後藩宝暦の改革に関する文獻が藏されているし、八代藩主鍋島治茂は石井鶴山を初め多くの儒学者を肥後に遊学させている。当藩の刑法改定が熊本藩のそれにならっ

たものであることは疑いない。

2、当藩の事情

近世後期に於ては佐賀藩に於ても商品經濟・貨幣經濟の發展にともなつて農村の自給自足的經濟の維持は困難になつてきていた。すなわち、

惣じ而、鄉村之儀は耕作一篇相勵、質素を相守候半而不相叶候処、身易渡世ニ相携商人多相成候様相聞候ニ付、連々御触達有之候而も一円不相守、一統花美之風俗相移候、殊更、郷内ニ而ハ塩・明松^{だまつ}等之外ハ諸商売兼而御停止候処、間ニハ木綿類其外商を張、商売仕り候者も有之由、^⑤

というように農民の商人化——農耕生活からの離脱——の傾向が顯著になりつつあった。そしてあらしこ——農業勞働者——の不足著るしく「諸郷近年荒子寡、百姓及難儀、耕作方存分之仕事不相成、就中、去暮ニ至リ、無人ニ相成、諸郷とも不相抱もの多々有之^⑥」というような情況だったのである。したがって僅かに残存す荒子^{あらしこ}は「高恩を貪、平日飲食共相奢、作方專要之時節も自由を構、仕事を差明、我儘を働、主人え迷惑を相懸候様之儀而已有之様相聞^⑦」えるように全く遊民化していたのである。市中の貧賤のものでも、「専日用相稼候半而不相叶事候処、風俗悪ク身安暮致、徒ニ日を送、内証宜敷者ニ不背を申、今日を暮、末はゆすり鉢之

悪事を致者」^⑧が多くなつたのである。このように貨幣經濟、商品經濟の發達は市中でも農村でも貧富の差を烈しくし、貧しい庶民たちのなかには無頼の徒と化し、博奕などの賭事に一喜一憂し、はては窃盜などの罪を犯す者もでてきたのであらう。

このような農民の商人化、遊民化の現象は商品經濟、貨幣經濟の農村浸透ということだけではなく、

諸鄉村之儀（中略）年々水旱大風等之天災ニ而、豐作寡、其上當春以來疫病ニ而人民相痛御施薬米被渡下候得共其中ニハ及死亡候者も有之、^⑨

というような天災にとまなう不作、疫病の流行による人口の減少、さらに、

百姓銘々作地上納之義、御物成外ニも夫料反米并大小庄屋料、竹木買料等之諸懸物年貢同然相納、其上村方内々買物数多有之、^⑩

とあるような諸懸物、買物等の付加税の賦課も農民生活を貧窮に陥れ、農民の労働意慾を低下させていたことも考えられる。そして、このような苦境に陥った人々が博奕などの不法行為に走るのを取り締るためには次のような対策が必要だった。

博奕其外不行跡之者共居郷私郡私等申付有之候而も、其居付向ニおゐて行跡相改候者寡、無撓重手当も無之而不相叶通相

成候ニ付、近年徒罪之法相立、右駄之悪者共其咎之輕重ニ隨ひ、年月之限を定、郷普請其外徒罪之業をいたさせ候儀ニ御座候、^⑪

すなわち、熊本藩に於けると同様、無法者の取り締りには追放刑の効果はなく、徒罪——懲役刑に処することにしたのである。次に徒罪者の労働力を必要とする佐賀藩だけの事情があつた。当時、佐賀藩領の所々の河川は一般に川床が高くなり、支流までも砂が推積し、田畠ともに瘦地になり、不熟の地が多く、「年々御取箇ニ相變」^⑫く有様であり、とくに霖雨（長雨）で増水した際は所々の土居（堤防）が決壊し、水損をうけ、砂下になつた田地は急いで開明しなければならなかつた。とくに石井樋下川筋は流れのたぎに満水して佐賀城の北門の内外ならびに町小路まで水が溢れ、洗い流された道路も所々でき、水害が少なくない。もともと川渡の手当（手毬）は構じているが、恒例の堀浚だけでは中々行き届かない。しかし、数十万の夫力（人夫）を使うことになるので一時には何分にも手に及び難い。そこで、かかり役人が色々吟味した結果、

当春以来、川上河筋嘉瀬川迄之所、役々立会連々見分致吟味候処、右大川筋計と候而も年来秀所中嶋等所々ニ夥敷致出来居式里余之川筋一同ニ掘浚之儀何分手當難仕、且石砂揚所運

向ホも差支申儀ニ付、先以徒罪方之者ニ而段々掘除、水勢を以漸々洗流候様、其内場所へよつてハ荒籠を懸、出水之時分中嶋秀所等まで洗切候通手当仕儀御座候、勿論川下に築懸候砂を段々海中え船も漕下、川並々相並水行宜相成候へ、出水之砌も水害寡可相成かと右之手当仕儀御座候、^⑤

すなわち、徒罪者をつかつて川上川筋の中州や秀所を徹去し、荒籠をかけて大水の際にこれ洗い切つたり、川下に堆積した砂を舟で海まで運んだら、大水の際の水害も少なくなるであろう。しかし川上川筋で石井樋辺まで流れ下っている砂利は普通の水勢では流れず、大水に期待する訳にはいかず、「徒罪者」をつかつて川舟で漸次、城下まで漕ぎ下し、八幡小路の西川端に揚げ、川舟一艘分の料銀を定めて入用の者に売り、町内の道普請等に使わざせた。そして砂利の代銀は年々集めておき砂利運搬船をつくる費用にあてたのである。^④ また、有田皿山に於ては、

近年不景氣ニ相成、釜焼細工人等至而及零落、其上細工人共風俗不宜職方出精不仕者も間々有之、或他所へ忍出候儀等も有之様相聞、急度取調無之而不相叶候得共、鎖細之筋迄時々於評定所被相調候通ニ而者、遠在里数相隔居、庄屋其外佐嘉往来隙取、扱又居籠内勤番をも一類与合々仕候半而不相叶、其中ニ者細工方懸り合之者も右隙入、一鉢之支ニ相成、釜焼

共職方差支、咎人無携者共迄及迷惑候儀も有之、^⑤

というように、有田皿山に於ては釜焼細工人が零落し、他領にひそかに逃亡するものが出て、これを取り締まる必要があった。しかし、些細のことまで、関係者を遠くへだてた佐賀城下まで召換してとり調べたら、往復に非常に時間を要する。また、違反者留置中の勤番は一類が与合のものが従事することになるが、それらの人々の中には細工人もいて、彼等が勤番につけばそれだけ釜焼の仕事に支障をきたし、犯罪に無関係のものにも迷惑をかけることになるのである。そこで細工人たちが罪を犯した場合に於ては従来は有田の皿山代官が取り調べ、「過銀」などの手当をとっていたのを、取り締り強化の目的もあって皿山に「徒罪小屋」を設け、皿山に於て徒罪に服さしめ、有田黨業に支障をきたさないようにつとめようというのである。

以上の考察によつて、徒罪方設置の理由としてはあらしこや貧農たちの不法行為をとり締つて、風紀の肅正、治安維持をはかり、さらに無法の徒の更正をはかるほかに、嘉瀬川およびその支流の川床が高くなり、佐賀城下や付近の農村への水害が大なるに堪がみ、砂や砂利を徹去するのに多数の労働者を必要としていた事情もあつたのである。また、有田の陶山は佐賀より遠距離にあるため、細工人をとりしめる必要はあつたが、その地の庄屋や居籠

所勤番のため一類や与合のものを城下に召換すれば室業に支障をきたすという陶業地としての特殊事情があったのである。

三、徒罪の種類

徒罪の内容を『徒罪方達帳写』によって紹介すれば次の通りである。

まず、御国のもの（佐賀領のもの）で初犯の盗人は大体追放されていたが、次のように徒罪にきりかえられた。すなわち、所払は百五十日、御城下并びに居郷払は二百五十日、佐嘉郡払は一カ年、五郡払は三カ年、七郡払は五カ年、とくに重い「御払者」は七カ年という徒罪になっている。再犯の盗人はこれまで容易に死罪にされなかったが、「趣により」死刑に処せられた。但し、郡払程度のものは徒罪を仰せつけられた。ただし、倉破りの大盗人や旅盗人（他国人の盗人）を手引したようなものは初犯であっても死刑になった。他国の者で佐賀領内通行中に軽物（大した金目のものでもないもの）を初めて盗んでも片髪を剃って追放、再犯の場合は軽品でも死罪を命ぜられた。その際、糺明した上に盗んでいないことが明白になったら、死刑に処せず、火印の上、追放した。旅盗人で火印をうけたものが重ねて入国した場合は盗んでいなくても死罪に処せられた。かねて盗人の聞えあるものだったら初めて入国

し、往還筋通行の節、たとえ軽品であっても盗み取った場合は糺明の上、死罪、たとえ、盗んでいなくて、通行しただけでも、怪しい挙動のものは糺明の上、趣によつては死刑になった。なお、佐賀領のもの、旅人によらず、死刑は牢守頭（牢屋の囚人頭）の助左衛門に依頼して殺害させた。

以上は大体、窃盗罪に関するものであるが、佐賀領のものは初犯であつて倉破りとか他国の盗人を手引するなどの大罪を犯したものを除いては、これまで追放刑に処せられていたのを徒罪に改正されたのである。他国人の窃盗罪に関しては領内のものと違つて初犯であっても追放、再犯者は無条件に死刑に処せられた。このように他国人の窃盗に対しては追放刑を残しているのは国外に追放するため領内の被害がなかったからであらうし、他国人が窃盗罪が領内のもののそれより重いのは封建時代特有の封鎖主義・割拠主義によるものであらう。

次に博奕に於ては給人の場合は従来通り牢人を命ぜられる。諸勝負も同然であるが、趣によつては吟味して御手当（処置）をする。一般庶民の博奕に対しては初犯は科銀三百匁、但し、趣によつては親兄弟にも科する。再犯は五十日、三犯は一カ年、四犯は一カ年半の徒罪に処し、五犯にも及んだものに対しては趣によつて死罪ということになった。座親は初犯で科銀三十匁、但し罰

銀を命じた上に閉門を申しつけ、表向に青竹をうちつけ「此者博奕座親いたし候ニ付、閉戸申付候也」と役筋より張紙をすることにした。そして再犯は一カ年、三犯は一カ年半の徒刑に処した。

四犯は二カ年、五犯は趣により死罪ということにした。博奕の座役の与合のものも初犯は四〇匁、二犯は六〇匁、三犯は八〇匁、四犯は一〇〇匁、五犯は百二〇匁の科銀を課せられた。博奕のかるたや賽を商売したものも初犯は三〇匁の科銀、二犯は一カ年、三犯は一カ年半、四犯は二カ年の徒刑を課せられ、五犯は趣により死刑だった。博奕用のかるたを買いに使に行ったものも科銀二〇匁、見物したものは同三〇匁を課せられた。

博奕の開催される場所は給人の長屋や式台又は寺・辻堂・辻宮等であった。給人が承知の上で屋敷の一部をこれに提供した場合は牢人、寺院の場合は本寺及び十二カ寺とも御手当（処罰）をうけた。伴僧が博奕したら科銀三〇匁、住持、伴僧がこれを再犯したら法衣を脱がせて徒罪百五十日を命じた。辻堂・辻宮で開いたときは庄屋・別当・咄等の役人が罰銀三〇匁をとられ、その辻堂・辻宮はとり除くことにした。

以上、大体、博奕についてのべた。窃盗罪より刑は軽い。給人の場合は従来通り牢人になったが、牢人になっても佐賀藩では「御国内に召置かれ、」他国へ追放されることはなかった。博奕

の罪を犯しても武士は四民の最上層であるがために徒罪を命ぜられることはなかったのである。庶民の場合は座員、座親、与合をとわず、初犯は罰銀、再犯以上は五犯をのぞいて徒罪に処せられている。座員より座親が科銀にせよ徒罪にせよ重いのは、主謀者であるが故に当然であろう。

徒罪の内容

徒罪の内容については前述したように主として嘉瀬川やその上流の川上川、支流の多布施川の川床が高まり、佐賀城下や付近農村に洪水があるので、その被害を防止するための川浚や砂運びが第一にあげられる。そのほか城下を流れる水路の川浚や道普請にも徒罪者が動員された。たとえば天明七年（一七八七）には「徒罪の者共儀下今宿江筋堀浚に相部め置^⑦」いたというし、享和元年（一八〇一）には六府方が徒罪方に命じて里御山方管下の片田江御用屋敷前より夕日町までと、天祐寺前及び白山土橋筋より東、清心院前橋脇までの三カ所の浚方が徒罪人に課せられている。^⑧同年南光院（佐賀市高木町）裏門前東西三十間程の道路が先年の洪水で道並が悪くなったというので、川浚の砂を百荷ほど徒罪者に運ばせている。^⑨また、本陣にあてられた佐賀城下呉服町の野口恵助宅の式台前そのほかの砂が永雨で流れ、火急の休泊の際、掃除が行き届かないというので三百貫の砂を彼等に持ち運ばせたのも同

年のことであった。^① そのほか、享和三年(一八〇三)には「材木藏」に納める竹木茅芦等の運搬も徒罪者の仕事にあてられている。^② なお、有田皿山に於ては築業地らしく、彼等に土(陶土)、炉木、素焼木、柴、薪の持ち運びや細工仕事があてられている。^③

徒罪人に対する賃銀は熊本藩にならって、一日銭二十文ずつときめ、半分はその日の小遣として渡し、半分は服役期間終了の際に渡し、「渡世有付用」(就職資金)とした。^④ なお、有田における徒罪者の労賃は規定の賃銀の半分で、釜焼から皿山会所に納め、その金をもって徒罪者の食用その他の雑用にあてたのである。^⑤

徒罪制の変遷とその成果

徒罪刑が当藩で採用されたのは既述したように天明三年であったが、寛政七年(一七九五)にいたって、再犯の博奕そのほかの軽罪は、従来徒罪であったのを笞打、晒等に変更し、盗人そのほかの重罪のものばかりを徒罪にした。^⑥ なお、徒罪服務中成績良好のものは刑期を減じ、刑期中に逃亡したものは罪の軽重にかかわらず「職多支配」にする案が提出された。^⑦ そして、この案は同九年二月に藩庁に認可されている。晒の場所は佐賀城下唐人町土橋と本庄町(現在の佐賀市本庄元町)井樋の上辺の二カ所であり、笞打は今泉(現在の佐賀市田代町二丁目)の牢屋の門内で職多に命じて打たせている。^⑧ これは徒罪就役者の数があまり多くて、役人の教

導が行き届かず、盗人そのほかの重罪者ばかりを留置して徒罪に服せしめた方が懲悪更正の成果があがると看取したからであろう。また、同九年には徒罪者が服役中仕事そのほかで悪事を行なった場合、徒罪方の判決が決するまでの間、留置しておく所がなく、徒罪仕事場の中柱などにくくりつけておいたが、用便などの世話も面倒で、かえって不^{ふせ}めしというので一間半に二間ほどの居籠所(留置所)を設けたり、病人の徒罪者のため六畳ほどの部屋を増築した。^⑨ このように、時の経過とともに徒罪の制度は改善されていった。

最後に徒罪方設置がその後の佐賀藩政にどのような成果があったかということであるが、これは史料の上で検出することはできない。しかし、幕末に至るまで徒罪方は存続し、かつ、徒罪の制度は支藩や配分地の領主の管内にも適用されたので、治安維持や殖産興業に相当の成果をあげたといえる。

- ① 『泰園院様御年譜地取』寛政十年八月二十三日
- ② 同書、寛政二年十二月二十九日
- ③ 同書、天明二年十二月二十九日
- ④ 同書、寛政十年八月二十三日
- ⑤ 同書、天明五年十二月二十九日
- ⑥ 同書、天明六年三月二十二日
- ⑦ 同書、天明六年十二月七日

- ⑧ 『徒罪方違帳写』
- ⑨ 『泰国院様御年譜地取』天明四年十二月二日
- ⑩ 同書、同日の条
- ⑪ 同書、天明八年六月二日
- ⑫ 同書、天明八年十一月六日
- ⑬ 同書、同日の条
- ⑭ 同書、天明八年十一月五日
- ⑮ 同書、寛政二年十二月二十九日
- ⑯ 葉隠聞書「夜陰の閑談」
- ⑰ 『泰国院様御年譜地取』天明七年十月二日
- ⑱ 治茂公御代『片書日用聚分政略』享和元年酉二月七日

- ⑲ 同書、享和元年二月十六日
- ⑳ 同書、寛政十二年四月二十四日
- ㉑ 『泰国院様御年譜地取』享和三年十二月十一日
- ㉒ 同書、寛政二年十二月二十九日
- ㉓ 『徒罪方違帳写』
- ㉔ 『泰国院様御年譜地取』寛政二年十二月二十九日
- ㉕ 同書、寛政七年十月十二日
- ㉖ 同書、寛政九年二月十一日
- ㉗ 同書、寛政八年十一月十四日
- ㉘ 同書、寛政九年二月二十三日

(佐賀西高校教諭・佐賀大学講師)

class struggle, the production struggle, the scientific experiment, they won the reactionaries by learning and using the Chairman Mao's doctrine, so they were evaluated as a model of the socialist reconstruction in agricultural front. They will be evaluated, also, because they established the key station for the proletarian dictatorship to serve the world people from unselfish, modest spirit, jointing the wisdom of every common people.

Amendment of the Criminal Law in the Saga 佐賀 Clan

—establishment of Tozaikata 徒罪方—

by

Shiro Ikeda

The Saga 佐賀 clan amended the penalty of banishment into that of Tozai 徒罪. It goes without saying that it imitated after the Hōreki 宝曆 Amendment by Shigekata Hosokawa 細川重賢, the lord of the Kumamoto 熊本 clan, but the Saga 佐賀 clan itself was under the following circumstances:

- (1) The change of peasants into merchants with the development of its commodity and monetary economy, and prevention from decreasing of agricultural labour power with the secession from the agricultural life.
- (2) Removal of the sands for the prevention against a flood into the capital and fields because of the upheaval of the river-beds in the Kase 嘉瀬 River and its branch, the Kawakami 川上 River which run through the plains of Saga.
- (3) The urgent necessity to control the escape of artisans to the other territories on account of the slump in the ceramic industry in Aritasarayama 有田皿山.